

4 受付期間

2021年7月26日(月)～10月31日(日) (当日消印有効)

5 申請書の入手方法



ダウンロード

- ① 県庁のホームページからダウンロードしてください。
(インターネットで「青森県 事業継続支援金」を検索)
- ② ホームページからダウンロードすることができない場合は、県庁正面玄関受付、県の合同庁舎、各商工会議所*及び各商工会*にも配置していますので、ご活用ください。*平日のみ

6 提出書類

- (1) 青森県中小企業者等事業継続支援金申請書
- (2) 営業収入に伴う税の申告をしていることが確認できる書類
・確定申告書の写しなど(税務署の収受日付印があるもの)

- (3) 事業収入が確認できる書類
・売上台帳の写しなど

- (4) 事業継続意思を確認する書類(①から⑥のいずれか)
 - ①金融機関から融資を受けていることを証明する書類の写し
 - ②中小企業者等の経営支援を目的とした補助事業等の活用を証明する書類の写し
 - ③雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
 - ④あおり飲食店感染防止対策認証書の写し
 - ⑤国の一時支援金(月次支援金)の支給決定通知書の写し
 - ⑥事業継続計画書(注)

法人や個人事業主などの違いや、商工会議所又は商工会の会員かどうかによって、必要な書類が異なりますので、必ず「給付事業実施要領」(12～17ページ)をご確認の上、申請願います。

- (5) 誓約書

通帳の表紙と表紙の裏の見開き部分

- (6) 振込先口座が確認できる書類(通帳の漢字・加名義・振込先口座記載部分の【写】)
- (7) 本人確認書類<個人事業主のみ>(住所・氏名・顔写真等が確認できる書類の【写】)

(例) 運転免許証(両面)、運転経歴証明書、個人番号カードなど

(注) 県に登録した金融機関、税理士等の事業継続計画確認機関の確認が必要です。申請から支給までの流れは「給付事業実施要領」、確認機関は県のHPを参照ください。

(県のHPは、インターネットで「青森県 事業継続支援金」を検索するか、上記二次元バーコードをご利用ください。)

7 申請方法

※記載内容や添付書類に不備があった場合は受付できない場合があります。
また、印刷代、郵送代等の申請に要する費用は、申請者の負担となります。

感染リスクの低減を図るため、下記申請先に原則として郵送にて提出してください。

(到着確認の問い合わせには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。)

申請先(主たる事業所の所在地を管轄する商工会議所又は県商工会連合会)

青森商工会議所 青森市新町1-2-18	〒030-8515	弘前商工会議所 弘前市上鞆師町18-1	〒036-8567
八戸商工会議所 八戸市堀端町2-3	〒031-8511	黒石商工会議所 黒石市市ノ町5-2	〒036-0307
五所川原商工会議所 五所川原市東町17-5	〒037-0052	十和田商工会議所 十和田市西二番町4-11	〒034-8691
むつ商工会議所 むつ市小川町二丁目11-4	〒035-0071	青森県商工会連合会 青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館5階	〒030-0801

不正受給は犯罪であり、既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける、売上を偽装する、感染症と無関係であるにもかかわらず感染症を減収要因としているなどの虚偽申請は絶対に行わないでください。